

法人税の税率

1 各事業年度の所得	〔平成10年4月1日以降 に開始する事業年度〕	〔平成11年4月1日以降 に開始する事業年度〕
(1) 公益法人・協同組合等	25%	22%
(特定の協同組合等で、年10億円を超える所得の金額	30%	26%)
(2) 普通法人・人格のない社団等	34.5%	30%
〔資本金1億円以下の普通法人又は人格のない社 団等の所得金額のうち、年800万円以下の金額	25%	22%〕
2 各事業年度の退職年金等積立金		
退職年金等積立金額	1%	(注) 1%
(注) 平成11年4月1日から平成17年3月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、 法人税を課さない。		
3 清算所得	〔平成10年4月1日から平成 11年3月31日までの解散〕	〔平成11年4月1日 以後の解散〕
(1) 協同組合等		
清算所得金額	23.1%	20.5%
(2) 普通法人		
清算所得金額	30.7%	27.1%
4 同族会社の留保金		
年3,000万円以下の金額		10%
年3,000万円を超え、年1億円以下の金額		15%
年1億円を超える金額		20%

5 - 1 法人数等の状況

	法人数	所得金額				
		利益		欠損		
		事業年度数	金額	事業年度数	金額	
			千円		千円	
内 国 法 人 等	会社等	424,403	121,667	5,208,808,094	307,208	6,088,275,257
	企業組合	267	54	269,474	220	835,185
	相互会社	2	2	x	-	-
	医療法人	5,991	3,443	114,834,655	2,563	24,296,415
	特定目的会社	7	2	x	6	3,046
	中間法人	29	5	9,743	25	15,971
	計	430,699	125,173	5,455,236,882	310,022	6,113,425,874
	人格のない社団等	1,723	912	2,405,189	822	3,723,840
	農業協同組合及び同連合会	371	165	24,198,344	212	3,971,372
	消費生活協同組合及び同連合会	106	43	2,728,827	63	664,085
	中小企業協同組合(企業組合を除く。)	3,094	1,562	12,736,084	1,583	4,714,946
	漁業生産組合、漁業協同組合及び同連合会	317	132	995,091	190	839,024
	森林組合及び同連合会	800	342	1,580,569	459	210,078
その他	3,231	1,500	81,146,708	1,786	15,296,281	
計	7,919	3,744	123,385,623	4,293	25,695,787	
公益法人等	5,806	2,814	22,683,768	3,000	32,128,366	
外国法人	279	58	2,276,909	225	11,686,776	
合計	446,426	132,701	5,605,988,372	318,362	6,186,660,643	

調査対象等：平成15年2月1日から平成16年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成16年6月30日現在の
事績を「法人税事務整理表(申告書及び決議書)」に基づいて作成した。

(注) この表には、清算中の法人は含まれていない。